

特定非営利活動法人さめうらプロジェクト 会員規約

(本規約の範囲及び変更)

- 第1条 本規約は、特定非営利活動法人さめうらプロジェクト（以下、本法人という。）の会員に適用されるものとする。
- 2 本法人の入会手続き完了後、会員は本規約を遵守する義務を負うものとする。
 - 3 本規約は、会費を除く事項については理事会において変更でき、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

(早明浦ダム湖面の利用)

- 第2条 本法人の正会員・特別会員及び湖面利用会員は、本法人の入会手続きを完了し、会員証を受け取った時点から、早明浦ダム湖面を利用することができることとする。
- 2 早明浦ダム湖面を利用する際には、会員証を携行しなければならない。
 - 3 正会員及び特別会員及び湖面利用会員は、本規約および早明浦ダム湖面利用規則を遵守する義務を負うものとする。

(入会手続き)

- 第3条 本法人に入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、会費を納入することとする。
- 2 正会員及び湖面利用会員うち、次の条件に該当するものは、入会時に、証明書等の写しを添えて提出することとする。もしくは、それら証明書を提示し、理事長または理事長が指名する者が確認することとする。
 - (1) 高知県大豊町、本山町、土佐町、大川村に住所のある者は、住所地が証明できるものの写し。
 - (2) 女性は性別が証明できるものの写し。
 - (3) 高校生は高等学校在学中であることが証明できるものの写し。

(会費と有効期限)

- 第4条 会費及び湖面利用における有効期限は、別表-1のとおりとする。

(登録内容の変更)

- 第5条 会員は、入会の際に登録した事項について変更があった場合、速やかに所定の様式に記入し、理事長に届出ることとする。

(会員証の携行及び紛失)

- 第6条 本法人の正会員・特別会員及び湖面利用会員は、早明浦ダム湖面を利用する際には、会員証を見える位置に携行する。
- 2 会員証を紛失した場合には、所定の用紙に必要事項を記入し、再発行料を添えて、速やかに理事長に届出ることとする。
 - 3 再発行料は、1枚につき1,050円とする。

(退会)

- 第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である法人又は団体が消滅したとき。
 - (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(除名)

- 第8条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第9条 本法人は、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項については、本法人の理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

1 この規約は、この法人の設立の日から施行する。

別表-1 特定非営利活動法人さめうらプロジェクト会費及び早明浦ダム湖面利用に関すること

会員の種類	会費	早明浦ダム湖面利用の可否	早明浦ダム湖面利用の有効期限	備考
正会員(個人)	6,000円	可能	加入した日から翌年度の総会の日まで	
正会員(団体)	10,000円	可能	加入した日から翌年度の総会の日まで	一団体につき2名まで
賛助会員	1口 1,000円	不可	—	—
特別会員(顧問・相談役)	0円	可能	加入した日から翌年度の総会の日まで	
湖面利用会員A	4,000円	可能	加入した日から向こう1年間	
湖面利用会員B	2,000円	可能	加入した日から向こう1年間	
湖面利用会員C	1,500円	可能	加入した日から向こう1ヶ月	